

学校法人 深見学園 稲築中央幼稚園利用定員について

施設名称	種 類	幼稚園	名 称	稲築中央幼稚園	
施設 所在地 連絡先	(郵便番号 820-0203) 嘉麻市平 1 3 5 4 番地の 3 電話番号 0948-42-0667 FAX 0948-42-3009				
代表者の 職名・氏名	職 名	理事長 園長	氏 名	深見 隆行	
認可定員	1号認定	3歳児	4歳児	5歳児	合計
		20人	20人	20人	60人
利用定員	1号認定	3歳児	4歳児	5歳児	合計
		5人	10人	10人	25人
令和6年4 月1日利用 児童数	1号認定	3歳児	4歳児	5歳児	合計
		4人	8人	9人	21人
利用定員 適用年月日	令和6年4月1日				

特定教育・保育施設の利用定員設定について

1, 「利用定員」とは

「利用定員」とは、施設・事業所に支払われる給付費の基本単価等を決定する際に用いられる定員であり、利用定員が少ないほど給付費の基本単価等は高額になります。なお、利用定員は認可定員（施設・事業所の設置の際に認可される定員）の範囲内で定める必要がある。

【利用定員と認可定員の違い】

認可定員	教育・保育施設設置の際に認可された定員
利用定員	給付費算定の基礎となる定員 * 年齢別でなく認定区分（1号・2号・3号）ごとに設定する * 基本的に少ない利用定員の方が子ども1人当たりの給付単価が高い

※ 「認可定員」と「利用定員」の設定が必要なのか？

- ⇒ 基本的には、認可定員と利用定員は一致させることが前提となります。
しかしながら、地域によっては、認可定員と利用定員を一致させては経営の実態に合わない低い水準の給付単価が適用されることになるため、利用定員を下げるといった取り扱いが考えられる。

2, 「利用定員」設定における子ども・子育て支援会議の位置づけ

「利用定員」は施設設置者からの申請に基づき、市が定めますが、設定に際しては子ども・子育て支援会議での意見徴収を行うことが子ども・子育て支援法に規定されている。

3, 利用定員設定の関する法令上の根拠

子ども・子育て支援法（抜粋）

第31条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子供の保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4, 令和6年4月1日 新制度移行幼稚園

稲築中央幼稚園

- (1) 施設名称 稲築中央幼稚園
- (2) 施設類型 幼稚園
- (3) 所在地 嘉麻市平1354番地の3
- (4) 移行日 令和6年4月1日 予定
- (5) 設置者 学校法人 深見学園
- (6) 代表者 理事長 深見隆行
- (7) 認可定員 60名



5. 稲築中央幼稚園在園児推移 (4月1日現在市内園児)

	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和2年	6人	16人	14人	36人
令和3年	8人	10人	15人	33人
令和4年	5人	9人	10人	24人
令和5年	7人	7人	11人	25人